

第9回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年5月26日（火） 午後3時30分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況について

(3) 北海道における取組について

(4) 各局区における取組状況等について

(5) 本部長から

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・第14回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・各局区における取組状況等の報告資料

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

1 感染状況

(1) 市内感染状況（5/25現在）

陽性累計653名【前日比+3】（うち市内居住者652名【前日比+3】）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	非公表	計	現在患者数	陰性確認者	死亡者
	男性	4	9	22	25	42	54	48	51	23	9			3	290	
女性	1	6	40	35	35	52	42	48	38	29	2	5	333	161	449	16
非公表						1	1					28	30			3
計	5	15	62	60	77	107	91	99	61	38	2	36	653	161	449	43
現在患者数	161												161			
陰性確認者	449												449			
死亡者						1	6	15	11	6	1	3	43			

(2) 国内・国外の感染状況

北海道：感染者1,057名【前日比+3】、死亡者83名【前日比+2】

(5/25現在)

国内：感染者16,226名【前日比+13】、死亡者820名【前日比+12】

(5/24 12時) チャーター機帰国者15名、横浜クルーズ船の乗船者712名（うち死亡者13名）

空港検疫160名

国外：米国 感染者数 1,622,447名（うち死者数 97,087名）

(5/24 12時) ブラジル 感染者数 347,398名（うち死者数 22,013名）

ロシア 感染者数 335,404名（うち死者数 3,383名）

英国 感染者数 257,154名（うち死者数 36,675名）

スペイン 感染者数 235,290名（うち死者数 28,678名）

その他・地域(199か国)感染者数 2,445,135名（うち死亡者数 152,383名）

2 札幌市における対応状況

(1) 実施体制

① 感染症対策本部

感染症やその疑いのある事例に対して、発生予防、原因究明等、迅速かつ的確な対策を総合的に推進するため、市長を本部長とする札幌市感染症対策本部を設置。新型コロナウイルス対策においては、これまでに計8回の対策本部会議を開催。（1/30、2/18、2/22、2/29、3/17、3/23、3/27、4/2）

② 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け設置し、これまで計9回開催。(4/8、4/10、4/13、4/18、4/24、5/1、5/5、5/15、5/22)

③ 感染症対策室

全庁横断的な情報共有や対策検討等を行い、札幌市感染症対策本部会議を補佐することを目的に、3月3日に札幌市感染症対策室(部長級)を保健福祉局に設置。4月1日付けで危機管理対策室に移管。

室長	危機管理対策部長
医療・保健体制担当	保) 総務部長、保) 健康企画担当部長
情報・調整担当	総) 職員部長、政) 政策企画部長、財) 財政部長
広報担当	総) 広報部長
生活・経済担当	市) 地域振興部長、経) 産業振興部長

※北海道の対策本部との連絡要員として保健所、危機管理対策室より職員を派遣

(2) 保健所の対応状況

① 新型コロナウイルス関連相談件数(5/24現在)

救急安心センター(#7119) : 147件【前日比+3】(発熱等あり84件、症状なし63件)

一般相談(011-632-4567) : 151件【前日比+12】※3/9より回線数増強(6→10回線)

② 姉妹都市からのマスク受入(3/11)

サージカルマスク20,000枚、N95マスク5,000枚を瀋陽市から受け入れ、感染者入院医療機関、帰国者・接触者外来医療機関に順次配布(3/13)

③ 国優先供給スキームに基づくマスク購入(3/12)

サージカルマスク40,000枚、N95マスク5,000枚を医師会、歯科医師会、薬剤師会に配分(3/13)。

④ 政府負担によるマスク受入(3/23)

サージカルマスク40,000枚を受け入れ、医療機関、関係団体等へ配布予定。

(3) 医療体制

① 帰国者・接触者外来

計13医療機関で対応中

② 検査体制(札幌市衛生研究所。5/25午前9時現在)

総検査数5,545検体(延べ3,939名)

※道内87例目患者(北海道から発表)の陽性結果を除く

③ PCR検査センター(5/24現在)

総受検者数439名

(4) 教育関連施設の対応状況

- ① 北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施（4/14～5/6）。
- ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施（4/13～22）。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については4/13から指導休止。
- ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を市公式HPに掲載するなどして、全児童生徒に提供（毎週木曜日更新）。
- ② 特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施（4/22～5/6）
- ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施（4/27～5/1）。
- ③ 特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施（～5/31）。
- ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校（園）日を設定（6/1～12）することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知。

(5) その他市有施設

- ① 区役所（10施設）、保健センター（10施設）、まちづくりセンター（出張所を含む）（87施設）：開庁（※3/1～5/31までの貸室の新規利用の申込を中止）
地区会館（57施設）：自粛要請（※3/1～5/31までの貸室の新規利用の申込を中止）
区民センター（10施設）コミュニティセンター（2施設）、地区センター（24施設）：休館（4/14～5/31）
- ② その他施設
- ・保育施設（ちあふる9施設、公立保育所11施設、公設民営保育所3施設）：開園中
 - ・子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センター（ちあふる9施設）の子育てサロン：一部開館
 - ・札幌市健康づくりセンター（中央、東、西）：臨時休館（2/28～未定）
※中央は、4/1～健診業務のみ再開したが、4/14から再休止した。
 - ・各区老人福祉センター：臨時休館（3/2～未定）
 - ・保養センター駒岡：臨時休館（3/2～未定）

- ・若者支援施設（5施設）：相談窓口を除き臨時休館（4/14～当面の間）
- ・市立図書施設（46施設）：臨時休館（4/14～5/31）
- ・文化施設等（25施設）：休館（4/14～5/31）
- ・スポーツ施設（体育館（13施設）・プール（9施設）・屋外競技場等（4施設）等）：臨時休館（4/14～5/31）※札幌ドームは3/1～未定
- ・円山動物園：4/14～5/31まで閉園

③ 地下鉄・市電

- ・市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施（手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。4/15～）
- ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施（消毒：3/2～、換気：3/3～）
※当分の間継続実施
- ・2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、休校日まで遡及して払い戻し）
- ・地下鉄の車内混雑状況を交通局HPにて公表（3/18～、毎週水曜日更新）

④ バス路線（参考）

市内バス路線の減便の状況は次のとおり。市公式HP、さっぽろえきバスnavi、チ・カ・ホのデジタルサイネージにて周知実施。

- ・北海道中央バス：4/25～当面の間、日祝ダイヤにて運行。
- ・ジェイ・アール北海道バス：4/27～当面の間、土日祝ダイヤにて運行。
- ・じょうてつバス：5/16～当面の間、23時以降始発の深夜便を運休。

(6) 産業振興

① 市内中小企業（相談状況）（5/22現在）

(1) 既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】

相談件数（累計）※：13,315件【5/21比+194】（来所5,324件、電話7,991件）

※札幌中小企業支援センター内の相談窓口

(2) 機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】

相談件数（累計）：696件【5/21比+40】（来所670件、電話26件）

(3) 機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】

相談件数（累計）：471件【5/21比+79】（来所114件、電話357件）

② 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）（5/22現在）

認定件数（累計）：7,823件【5/21比+253】

【業種】 飲食業 1,324 件、小売業 1,140 件、建設業 1,502 件、運輸業 228 件、製造業 200 件、電気・ガス・熱供給・水道業 77 件、保険業 25 件、卸売業 335 件、不動産業 479 件、宿泊業 104 件、医療・福祉 404 件、情報通信業 126 件、教育・学習支援業 48 件、サービス業 1,810 件、林業・鉱業 3 件

③ その他

- ・ 5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施中。（公表は6月上旬を予定）
 - ・ 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設(5/11)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式 HP に公開(5/1)
 - ・ 事業者向けワンストップ相談窓口を開設(4/20)
 - ・ 経済団体等 9 団体と市長・3 副市長による緊急懇談を実施(4/15)
 - ・ 宿泊事業者への影響調査 (3/6～)
- 北海道と連携してアンケート調査を実施 (3/16、結果公表)

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- ・ 自宅でも利用可能なサービス等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開 (3/4)

(7) 各種健診及び札幌市主催・共催等イベント等の実施状況

・ 乳幼児健診など各種健診

乳幼児健診については、4/14～5/31 まで休止する。その他の健診も 4/14～5/31 まで休止する（母子手帳交付、乳幼児発達相談、5歳児発達相談は継続実施中）

・ 札幌市主催・共催等イベント

感染リスクが低い施設等で行われるイベントについては、リスク回避のための感染予防対策の徹底や、所管官庁から示される通知等にも留意しながら、一部又は全部のサービスの再開に向けた準備を進める。

3 他機関の対応状況

(1) 国

5月25日 第36回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・感染の状況、医療提供体制、監視体制の3つの解除基準に照らし、本日、関東の1都3県、北海道について、緊急事態措置を解除する。
- ・これによって、全都道府県において緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態の解除を宣言する。
- ・緊急事態の解除後においても、感染拡大のリスクをゼロにすることはできない。そのため、一定の移行期間を設け、感染リスクをコントロールしながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととする。
- ・具体的には、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について段階的に緩和してまいる。
- ・段階的緩和に際しては、新しい生活様式の定着や、感染拡大防止に向けた業種別ガイドライン等の実践が前提となる。
- ・社会経済活動を継続して引き上げることができるよう、国民の皆様には、引き続き、3密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用を始めとした基本的な感染対策の継続・徹底をお願いしたい。

5月21日 第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・専門家会議で策定された緊急事態措置の解除基準に照らし、専門家から評価を受け、大阪府、京都府、兵庫県について緊急事態宣言を解除することとした。
- ・既に多くの業種において、感染防止のためのガイドラインが策定されており、解除を受けた関西2府1県では、それらを参考にして、そして十分に警戒しながら、社会経済活動を段階的に引き上げていただきたい。
- ・また、抗原検査による検査体制の拡充、医療提供体制の強化など、次なる感染流行に対する備えについて、知事、自治体と連携しながら万全を期していく。
- ・そして、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県については、緊急事態宣言が継続することとなるが、新規の感染者数は確実に減少しており、医療提供体制にも改善が見られる。そのため、今月25日にも、あらためて専門家に評価をいただき、可能であれば、5月末の期間満了を待たずに解除する考え。

5月14日 第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・新規感染者数が直近1週間で10万人あたり0.5人以下に抑えられ、医療提供体制等が改善している39県において、緊急事態宣言の期限である5月末日を前倒しして解除する。
- ・解除を見送った東京や大阪、北海道等の8都道府県については、今月21日をめぐりに、改めて専門家の意見を聴き、可能であれば期限を待たずに解除する。
- ・今年度の第2次補正予算案の編成に着手し、雇用調整助成金の上限を1日あたり15,000円まで特例的に引き上げる考え。
- ・世界経済はリーマンショックとは比較にならない100年に1度の危機を迎えており、大企業も含めた資金繰り支援を拡充し、必要に応じて十分な規模の資金投入を実施していきたい。
- ・また、賃料の負担軽減のための給付金や、感染防止措置などの事業展開を支援する最大150万円の補助金を創設する考え。
- ・抗原検査について、来月には1日あたり2万人から3万人分の検査キットを供給できる見込み。PCR検査についても、唾液を使った方法の実用化を加速し、検査体制の強化を図っていく。

同日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・5月12日現在の国内事例の累積感染者数は15,705人にのぼり、東京都では1週間当たり200名の新規感染者、北海道、神奈川県、大阪府、埼玉県では50名以上の新規感染者が確認されていることから、未だ警戒が必要な状況が続いている。一方、半数以上（28県）で直近1週間以上の感染者が発生していないなど、状況は着実に改善している。
- ・医療提供体制については、現時点で入院を必要としている患者数に対して十分な病床数が確保されており、入院患者数及び重症患者数はともに減少傾向であることが確認されている状況。
- ・緊急事態措置による「徹底した行動変容の要請」を解除する際には、主に以下の3点を総合的に判断することが求められる。
 - (1) 感染の状況（疫学的状況）
 - ① 直近1週間の新規感染者の報告数が、その前の1週間の報告数を下回り、減少傾向が確認できること
 - ② 直近1週間の10万人あたり累積新規感染者の報告数が0.5人未満程度であること
 - (2) 医療提供体制（医療状況）
 - ① 重症者数が減少傾向であり、医療提供体制が逼迫していないこと

② 今後の患者急増に対応可能な体制が確保されていること

(3) 検査体制の構築

① 都道府県別のPCR等検査件数の動向（検査件数が一定数以上担保されていること。陽性検体の占める割合が著しく高くないこと。）

- ・緊急事態措置については、国民生活に多大なる影響を及ぼすことから、可能な限り避けることが望ましい。そのため、各都道府県は、あらかじめ地域ごとの感染状況等に関するリスク評価を行いながら、地域の状況に応じた施策等を検討する必要があるため、「地域のリスク評価（地域区分）に応じた対応」の整理を行った（新規感染者数等の状況に応じて、「特定警戒都道府県」、「感染拡大注意都道府県」、「感染観察都道府県」の3区分に分類し、適切な感染対策を実施していく必要性を提言）。

5月4日 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・4月7日に宣言した緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長する。実施地区は全都道府県であり、現在の枠組みに変更はない。ただし、5月14日を目途として、専門家から、その時点での状況（地域ごとの感染者数の動向等）を改めて評価・分析してもらい、可能であると判断すれば、期間満了を待たずに緊急事態を解除する考え。
- ・13の特定警戒都道府県では、引き続き、極力8割の接触削減に向けた取組が必要である。一方、それ以外の県では、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に、段階的に移行することとする。
- ・これからの1か月は、緊急事態の収束のため準備期間としての1か月とする。専門家会議で示された「新たな生活様式」を参考とする。今後2週間をめどに、事業活動を本格化してもらうための、より詳細な感染予防策のガイドラインを策定する。

同日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・新規感染者数等は着実に減少に転じつつあるが、収束のスピードが期待されたほどではないこと、地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、現在の緊急事態宣言下での枠組みを維持することが望ましい。
- ・新規感染者数が一定水準に低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
- ・一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、

感染拡大を予防する「新しい生活様式」に移行していく必要がある（「新しい生活様式」の具体例な実践例が示される）

5月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・市民の行動変容が成果を上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあるものの、「徹底した行動制限」を緩和した場合には、感染拡大が再燃するおそれがある。そのため、新規感染者数が一定水準以下にまで下がらない限り、「徹底した行動制限」を続けなければならない。
- ・新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式（「3つの密」の回避やテレワーク、時差出勤等の接触機会削減の対策）に移行していく必要がある。
- ・感染者数の増加によって、医療崩壊を生じさせないために、医療機関ごとの機能分担（重点医療機関の設定等）、都道府県における調整本部・協議会の設置、患者搬送コーディネーターの配置、PCR等検査の拡充といった取組を進めていく必要がある。
- ・感染症対策が長期化することで生じるメンタルヘルスへの影響、児童虐待、営業自粛による失業等の社会的課題に対しては、適切な支援が提供されるよう、必要な措置を講じていくべきである。

4月27日 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・全世界で感染者数が300万人に達しようとしており、今般、水際対策についても更なる見直しを行うこととした。具体的には、4月24日に感染症危険情報をレベル3の「渡航中止勧告」にまで引き上げた、ロシア、ペルー、サウジアラビア等の14か国について、入管法による入国拒否対象地域に追加し、同月29日午前0時から効力を発生させるものとした。これにより、合計87の国と地域について入国拒否を行うこととなったが、これら対象地域から帰国した邦人等に対しては、引き続き、空港におけるPCR検査を確実に実施する。

また、これまで講じてきた14日間の自主待機要請等の検疫強化、査証制限、航空機の到着空港の限定といった対策は、世界的な感染拡大の状況を踏まえ、実施期間を1か月更新し、5月末日まで実施することとする。

4月24日 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・院内感染防止の徹底を図るため、医療防護具を国が直接優先的に提供することから、WEBを活用した状況把握システムの構築等を進める。

- ・感染拡大に伴う外出自粛等により、生活不安やストレスによる児童虐待、DV被害等のリスクが高まっていることから、必要な取組を進めていく。DV防止策については、4月20日から新たな相談窓口を設置した。

4月22日 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・専門家会議から提言を受けた接触機会の8割削減を達成するため、「10のポイント」に沿った行動を取るよう国民に要請（ゴールデンウィークにおける感染拡大防止に資する行動の必要性に言及）。
- ・国民1人当たり10万円の給付を急ぐことを明言。

同日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・人の移動は大きく減少したが、接触機会の8割削減が達成できたか否かは確認できていない。目標達成のためには、テレワーク等の徹底を図るとともに、更なる対応について検討が必要。また、ゴールデンウィークの帰省等に係る人の移動で全国に感染が拡がることが懸念されるため、不要不急の外出自粛の徹底を要する（「人の接触を8割減らす、10のポイント」を示す）。
- ・症状に応じた病床等の確保や、軽症者等のための宿泊施設を確保していく必要がある。また、医療機関では院内感染が続発しており、対策が急務である。
- ・緊急事態宣言が発出された今、都道府県知事等がリーダーシップを発揮し、「空床状況の見える化、PCR等検査の体制強化、保健所の体制強化及び業務の効率化」などの実現が期待される。

4月16日 新型コロナウイルス政府対策本部会合

<総理発言>

- ・緊急事態宣言対象区域を7都府県から全国に拡大（期間は5月6日まで）。
※感染者が多い北海道を含む13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定
- ・1世帯30万円の給付措置を予定していたが、全国一律1人当たり10万円の給付を行う方向で検討中。

4月11日 第28回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・バー、ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウスなど繁華街の接客を伴う飲食店等については、緊急事態宣言が出ている地域か否かを問わず、全国全ての道府県において、特措法第24条9項に基づく自粛要請対象とするよう基本的対処方針を改正。
- ・サージカルマスクは、来週までに合計で4500万枚を全国の医療機関に配布するが、7都府県の医療機関向けに、追加で1000万枚を配布する。

4月7日 政府発表

同日 第27回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・7都府県に緊急事態宣言発出。
- ・感染症拡大防止策や、雇用の維持と事業の継続等に関する緊急経済対策を発表。事業規模は108兆円（うち今回補正額16.7兆円）。
- ・内容は、小・中・高・特別支援学校等への布マスクの配布、緊急包括支援交付金（仮称）の創設、生活支援臨時給付金（仮称、1世帯当たり30万円の給付）の創設、子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり1万円を上乗せ）、地方創生臨時交付金（仮称）の創設、制度融資を活用した実質無利子・無担保融資の創設、GIGAスクール構想の加速、納税者に対する新たな徴収猶予制度の特例の創設等の税制措置など。

4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・4月7日の諮問委員会で専門家の意見を受け、緊急事態宣言を発出する考え。東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象地域とし、1か月程度を目安とする。
- ・感染者が増加した場合、民間ホテルの借り上げに加え、東京オリンピック・パラリンピックのために準備した警察派遣部隊用プレハブを改修して使用する考え。
- ・治療薬とワクチン等の研究開発を加速。
- ・日本公庫等における実質無利子・無担保の融資制度による強力な資金繰り支援で、事業の継続を後押しする。
- ・生活に困難をきたしている世帯向けに30万円の給付を行うことに加え、中堅・中小企業に200万円、個人事業者に100万円の現金給付を行う。

4月7日 政府発表

同日 第27回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・7都府県に緊急事態宣言発出。
- ・感染症拡大防止策や、雇用の維持と事業の継続等に関する緊急経済対策を発表。事業規模は108兆円（うち今回補正額16.7兆円）。
- ・内容は、小・中・高・特別支援学校等への布マスクの配布、緊急包括支援交付金（仮称）の創設、生活支援臨時給付金（仮称、1世帯当たり30万円の給付）の創設、子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり1万円を

上乗せ)、地方創生臨時交付金(仮称)の創設、制度融資を活用した実質無利子・無担保融資の創設、GIGAスクール構想の加速、納税者に対する新たな徴収猶予制度の特例の創設等の税制措置など。

4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・4月7日の諮問委員会で専門家の意見を受け、緊急事態宣言を発出する考え。東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象地域とし、1か月程度を目安とする。
- ・感染者が増加した場合、民間ホテルの借り上げに加え、東京オリンピック・パラリンピックのために準備した警察派遣部隊用プレハブを改修して使用する考え。
- ・治療薬とワクチン等の研究開発を加速。
- ・日本公庫等における実質無利子・無担保の融資制度による強力な資金繰り支援で、事業の継続を後押しする。
- ・生活に困難をきたしている世帯向けに30万円の給付を行うことに加え、中堅・中小企業に200万円、個人事業者に100万円の現金給付を行う。

4月3日 厚生労働省発表

- ・「軽症者等の療養に関する対象者等の基本的考え方について」にて、無症状や軽症の感染者を自宅やホテルなどで療養させる方針を示した。加えて、「宿泊療養のマニュアル」「自宅療養中の患者へのフォローアップ及び感染管理対策」も発表。また、退院基準を緩和し、症状改善後24時間後の検査での陰性確認とした。

4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に関するガイドライン」を踏まえ、保護者への助成や、放課後児童クラブや学校教室の活用など地域事情に応じた取組への支援継続。
- ・水際対策の更なる強化(49の国と地域の全域について入管法による入国拒否対象地域に追加、入国者に対して14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛要請などを実施)
- ・マスク生産設備への投資を支援し、月7億枚を確保見込み。5月から感染者が多い都道府県から順次、布マスクを配布。全国約5000万世帯(一住所当たり2枚)。4月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(状況分析・提言)

- ・地域の医療供給体制の強化が近々の課題であるとの見解を公表。いわゆる「医療崩壊」は、オーバーシュートが生じてから起きるものではなく、爆発的感染が起きる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。医療体制を検討する上での指標等として、① 重症者数 ② 入院者数 ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数 ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO 数と、その稼働状況 ⑤ 医療従事者の確保状況を示した。
- ・3月19日の提言の地域区分について、名称を「感染拡大警戒地域」「感染確認 地域」「感染未確認地域」とし、それぞれの地域区分に応じて、学校再開やイベント自粛などの対応を考える方針を示した。

3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

- ・特措法に規定する「基本的対処方針」を決定。感染症の対処に関する全般的な方針は以下のとおり。
 - ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の提言を図り、感染拡大の速度を抑制する。
 - ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
 - ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
 - ④ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。
- ・首相より、緊急経済対策として、以下5本柱の措置を講じることを明言。
 - ① 感染拡大防止策の充実や医療提供体制の整備、治療薬の開発
 - ② 雇用の維持と事業の継続（中小事業者向けに新しい給付金制度創設）
 - ③ 官民を挙げた経済活動の回復（観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象とした、官民一体型のキャンペーンとして大規模な支援策を展開）
 - ④ 強靱な経済構造の構築（生産拠点の国内回帰支援等のサプライチェーン対策やテレワークなど ICT 活用による経済の強靱化・効率化の推進）
 - ⑤ 今後の感染状況への備え（感染症対策に関する予備費を創設）

3月26日 改正新型インフル特措法に基づく政府対策本部設置

同 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・特措法に基づく「基本的対処方針」の策定を関係省庁へ指示。
- ・水際対策の更なる強化（欧州21か国及びイランの全域を入管法による入国拒否対象地域に追加するほか、検疫の強化などを実施）

3月25日 外務省発表

- ・全世界に対する危険情報をレベル2に引き上げ、不要不急の渡航自粛を要請

3月24日 文部科学省発表

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を公表

3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・米国全域からの入国者に対して、検疫所長の指定する場所で14日間待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請（期間：3/26以降、当面の間、4月末日まで）

3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・専門家会議の見解を踏まえ、以下2点に取り組むことを明言。
 - ① 感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本的な強化
 - ② 感染者の急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備
- ・小中高の再開に向けた、具体的な方針の取りまとめを文部科学省へ指示。
- ・全国規模の大規模イベント等の開催は、専門家会議の見解を踏まえ、引き続き主催者がリスクを判断して慎重に対応すること。今後は、「多くの人が参加する場での感染対策の在り方の例」も参考にするよう指示。

3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

- ・これまでの以下3本柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し、速やかに行われなければならない旨の見解を公表。
 - ① クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
 - ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
 - ③ 市民の行動変容
- ・北海道の感染状況と対策効果について、「一定程度、新規感染者の増加を抑えられたが、依然として流行は明確に収束に向かっておらず憂慮すべき状態が続いている。また、北海道知事による緊急事態宣言は、道民の日常生活行動を変容させ、事業者の迅速な対策などにより、急速な感染拡大防止の観点からみて一定の効果があった」と評価。

3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部

- 首相、以下の措置を講じることを明言。

- ・返済免除特約付き緊急小口資金等の特例の拡大
- ・公共料金の支払猶予等
- ・国税・社会保険料の納付猶予等
- ・地方税の徴収猶予等

3月18日 厚生労働省発表

- ・小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付の開始を発表（～6/30まで）。

3月17日 厚生労働省発表

- ・人口に占める患者数の割合が大きい地域（札幌市、旭川市を含む35市町村）の介護施設等に対してマスクを優先配布することを公表。3/19以降、1週間程度で配布予定。

3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法施行

同 首相会見

- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、「現時点で宣言する状況ではない」と表明。宣言の要件については「判断は専門家の意見を伺いながら、慎重に行う」と述べた。

3月12日 厚生労働省発表

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンター設置
(学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター0120-60-3999)

3月10日 厚生労働省発表

- ・中富良野町、北見市へのマスク追加配布は、3/12以降、実施予定と公表
- ・加えて、人口に占める患者数の割合が特に大きい地域として、せたな町、美瑛町、木古内町、知内町へ優先配布することとし、3/12以降、約40枚程度のマスク配布を公表。

3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・全国規模のイベントの実施自粛要請について、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後おおむね10日間程度の延長を求める」と表明。
- ・感染拡大防止や雇用維持などを支援する緊急対策第2弾を決定。

3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

- ・放課後児童クラブや学校教室の活用など地域の実情に応じて実施する取組についても全額国費で支援するほか、学校給食の休止の影響についても、きめ細かな支援を行うと表明。
- ・日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設し、売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行

い、第1弾の緊急対応策で講じた5,000億円の資金繰り対策も含め、遑って適用すると明言。

- ・民間金融機関における貸出条件変更等、支援への取組状況のモニタリングを関係省庁に対して指示
- ・第2弾の緊急対応策として、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備、②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、③事業活動の縮小や雇用への対応、④事態の変化に即応した救急措置等、を柱として、10日に取りまとめを目指し、各省における施策の具体化を加速させる旨明言。

3月4日 厚生労働省発表

- ・中富良野町及び北見市への配達について、初回配布は7枚入り1パック（大人用）とし、残りの30枚程度は、マスクを確保次第、配布することを発表。

3月3日 菅官房長官会見

- ・臨時休校対策としての保護者への休業補償について、フリーランス及び個人事業主は対象外とし、希望者には有利な条件で融資を受けられることとする旨説明。

3月3日 厚生労働省発表

- ・中富良野町及び北見市に対してマスクの配布を決定。
(1世帯当たり約40枚、日本郵政の配達網により、6日～順次各家庭に配布)

3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・道内自治体向けにマスク配布することを明言。
(国内生活安定緊急措置法に基づき、国がメーカーから一括買取の上実施。)

2月29日 総理会見

- ・小中高校の臨時休校要請に対する理解を求める。
- ・保護者の休職に伴う所得の減少に対応する助成金制度創設を明言

2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定

(2) 北海道

5月25日 知事会見

同日 第14回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・緊急事態宣言が解除されたとしても、新型コロナウイルスがゼロになるわけではないため、引き続き、感染拡大防止の取組に全力を尽くしていく。
- ・道民に向けた外出自粛の要請や札幌市との往来自粛、事業者への休業要請については、5月31日まで継続して協力をお願いすることとした。
- ・6月1日以降の対応については、5月29日までに決定したいと考えている。

5月22日 知事会見

同日 第13回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・新型コロナウイルスをゼロにすることが困難である中、全面的な休業要請や、非常に強い外出の自粛要請などの感染拡大防止策は、社会経済活動の影響を考えると限界があることから、感染拡大の防止と社会経済活動を両立していくことが必要。
- ・そのため、5月25日午前0時以降、「北海道スタイル」の実践を前提として、休業要請の一部を解除する（接待を伴う飲食店等については、引き続き全道において休業要請の対象となるが、床面積が千平米以上の美術館、図書館等への要請は全道で解除されるなど、北海道の緊急事態措置を改訂）。
- ・また、宿泊療養施設の医療機能強化として、「アパホテル&リゾート札幌」の一部を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置付けた。

5月15日 知事会見

同日 第12回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・石狩振興局管内以外の地域では、5月13日の会見で説明した内容のとおり、休業要請の一部を解除することを正式に決定。
- ・事業者への新たな支援金について、周知用チラシを作成。支援金は、AとBの2種類。支援金Aは、道の休業要請の対象であり、休業に協力いただくことに加えて「新しい生活様式」を実践いただくことで10万円を支給（遅くとも5月19日から5月31日まで休業に協力いただくことが必要）。支援金Bは、「新しい生活様式」を実践いただくことを前提に、道の休業要請の対象外であるが、自主的な休業等で月の売上が1/2以下となった事業者に5万円を支給するというもの。支援金の支給について、対象となる方に迅速に届くよう、スピード感を持って取り組んでいく。
- ・持続化給付金、雇用調整助成金について、国の相談窓口が混雑し、回答まで時間を要するという状況であったため、5月14日から、道庁と各振興局にサポート窓口を設置して対応を開始した。

5月13日 知事会見

- ・北海道における直近2週間の新規感染者数や、感染経路が明らかではない感染者数の9割以上が石狩振興局管内であり、また、重症患者19名の方は全て同管内の居住者である。振興局ごとで感染状況に差があることから、石狩管内以外の地域に関しては、今月16日から休業要請の一部を解除する方針（ナイトクラブやカラオケボックス等の法令に基づく休業要請の対象施設以外であって、床面積が千平米以下の商業施設等への休業要請や、飲食店に対して19時までとしていた酒類提供の自粛を解除）。

- ・石狩管内とそれ以外の地域における解除の見直しにあたっては、医療提供体制の状況を考慮しながら、直近1週間の平均で、1日あたりの新規感染者が10人以下、感染経路が明らかではない感染者が3人以下という基準で判断した。北海道全体としても同様の考え方とし、入院患者が250人を下回ることを5月末日までの目標とする。
- ・感染リスクを下げるとともに、経営の持続化に向け、5月16日から5月末日まで休業等にご協力いただける事業者に対して10万円、売上が大幅に落ち込んでいる事業者には5万円の給付を行う。
- ・感染拡大の兆候を早期に発見するため、PCR検査については、現在700件の対応能力があるが、5月末日までに1,000件に高めることを目指す。

5月6日 第11回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・政府の緊急事態宣言の延長に伴い、「特定警戒都道府県」である北海道においても、緊急事態措置を改正し、期間を5月31日に延長する。
- ・北海道の感染拡大状況を踏まえ、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに、「3つの密」を徹底的に避け、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を普及することを念頭においた取組を進めていく。
- ・施設の使用停止、イベントの開催停止の要請については、当面、5月15日までの協力をお願いすることとする。
- ・今後、5月14日を目途に、国の専門家による感染状況の評価が地域ごとに行われることから、このような評価に加え、北海道としても必要な分析を行い、新規患者の増加や医療提供体制が逼迫する状況が解消された際には、緊急事態措置の見直しを検討する。
- ・大学等を除く学校については、5月31日まで臨時休業の延長を要請する。

5月4日 第10回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長することを基本として、その内容については、5月15日まで同様の措置とする。
- ・政府は5月15日を目途に、専門家による感染状況の評価を地域ごとに行うこととしているため、今後の北海道の状況に応じて、措置の内容の見直しについて検討していく。

4月30日 第9回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・陽性確認された軽症者が入院を経ない宿泊療養を開始(4月29日から)
- ・軽症者の宿泊療養施設2棟目(リッチモンドホテル札幌駅前)での受け入れを開始(4月30日から)
- ※受入可能数140名程度

- ・「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付を開始

※受付期間は4月30日から7月31日

同日 知事・市長共同会見

- ・札幌市における患者数は日々増加しており、感染源が明らかではない患者も増えていることから、ゴールデンウィークにおいては、さらなる感染拡大が懸念される。そのため、札幌市民はできる限り自宅に居ていただき、道民は札幌市に来ないという行動を徹底し、オール北海道での取り組みによって、この危機的状況を脱していきたい。
- ・北海道、とりわけ札幌市では、感染の広がりが収まらず、医療体制の維持が厳しい状況となっている。ゴールデンウィークには、さらに厳しい体制で医療提供に従事していただくこととなるが、道民の命を救うべく、最大限のご協力をお願いしたい。

4月28日 知事会見

- ・札幌圏域で確保されている病床数は約270床であり、患者数と比較すると逼迫した状況であるため、4月29日から、陽性確認された軽症者が入院せずに宿泊療養を実施できるものとしたと考えている。
また、さらなる患者数の増加を見込み、4月30日から、2棟目となる施設（リッチモンドホテル札幌駅前）の協力のもと、札幌市が主体的に運営を担い、宿泊療養を開始する。
- ・患者数の増加に伴い、人工呼吸器管理を必要とする重症患者の入院医療の確保が課題と認識している。そのため、重症の感染症患者に重点的に対応する医療機関と、通常の救急医療等に対応する医療機関とで、役割分担を進めていただくことが重要と考えている。
- ・ゴールデンウィーク期間を含め、札幌市とそれ以外の地域間の往来や、北海道とそれ以外の都府県との間でも往来を控えていただくとともに、離島への来島を自粛してほしい。

4月24日 知事会見

同日 第8回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

- ・緊急事態措置を改訂し、「スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請(協力依頼)」を追加。
- ・道民に対し、都府県への往来を極力避けるとともに、道内での他地域への不要不急の往来を避けるよう、改めて要請。

4月22日 知事会見

- ・感染リスクの低減に取り組む事業者への支援金に関するQ&Aを道公式HP

に掲載するとともに、休業要請相談専用ダイヤルを開設した旨報告。

- ・外出自粛の効果によって接触機会は減少しているものの、政府が目指す8割減には届いていないため、更なる不要不急の外出自粛について要請。また、時差出勤やテレワーク等の実施を進めるとともに、ゴールデンウィークにおける帰省等を控えるよう要請。

4月20日 知事会見

同日 第7回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・休業要請に協力する事業者への支援
 - ※法人30万円、個人事業者20万円、午後7時以降酒類の提供を自粛した飲食店10万円
- ・軽症者に係る宿泊療養(東横INN札幌すすきの南)の開始
 - ※受入可能数120名程度
- ・北海道の地域医療を守ることを目的とした寄附基金の新規募集

4月17日 知事会見(北海道における緊急事態措置)

同日 第6回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

- ・公立学校の全道一斉臨時休業の実施(4月20日から5月6日)
- ・道立施設の休業、休館の実施(4月18日から5月6日)
- ・知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請

同日 新型コロナウイルス感染症対策に係る北海道と札幌市の意見交換(北海道における緊急事態措置・事業者への支援策・医療提供体制の整備)

同日 知事会見(道立の不特定多数が利用する公共施設の休館検討指示。全道の小中高等学校を20日から5月6日まで一斉休校にするよう道教委に要請。道民への週末の外出自粛・繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛・時差出勤徹底に係る要請・ソーシャルディスタンス)

4月13日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関する説明会

- ・知事、札幌市長等による自民党道連議員に対する外出の自粛で休業した飲食店等に対する休業補償・総合的な経営支援策実施の要請。

4月12日 新型コロナウイルス感染症対策に関する北海道と札幌市との協議

同日 第5回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

- ・札幌市内の道立施設を休館(4月14日から5月6日)
 - ・緊急共同宣言を踏まえた道立学校の臨時休業措置の検討

同日 知事・市長会談

<緊急共同宣言>

- ・札幌市内における接触機会の低減(外出自粛要請・4月14日から5月6日)

- までの間、市内小・中・高等学校の休業措置
- ・繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛要請。
 - ・緊急事態宣言地区との往来自粛
 - ・医療提供体制の充実・強化（宿泊療養施設等の準備）
 - ・事業継続や感染収束後のV字回復に必要な取組を北海道と札幌市で連携して進めると共に、国への要望を行う。
- 4月10日 知事会見（外出・歓迎会等の自粛要請・ソーシャルディスタンス
グ・感染症対策チーム内に週明け宿泊療養班立ち上げ・道要請に基づ
く国による空港でのサーモグラフィー設置）
- 4月9日 知事会見（国への要請事項発表当）
- 4月7日 第4回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- ・経済活動を維持しながら、密閉、密集、密着の「3つの密」の一層の強化・徹底を行う。
 - ・5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とする。
 - ・北海道への転入者に2週間の体調管理と外出自粛を要請。
 - ・外出自粛要請の判断は、新規患者数が2桁の日が発生し、リンク不明な患者が多いと判断される場合とする。
- 4月3日 第3回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- ・4月2日付けにて、退院基準の変更、自宅や宿泊施設での療養に関する運用、感染管理対策やフォローアップの在り方が示された。現時点において自宅療養や宿泊療養を原則としなければならない状況ではないが、検討・準備を開始する。約300床の入院受入体制は確保済み。
 - ・感染拡大が顕著となっている東京や大阪などへの不要不急な往来の自粛を要請。
- 4月2日 第2回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
同 知事会見
- ・学校の再開については、リンクなしの感染者数と帰国者・接触者外来の受診者数の急激な増加が確認されていないことから、「感染確認地域」に該当すると判断し、予定通り再開することが適切であると判断。札幌圏などの都市部においては、通勤と分離するため時差通学を実施する。
- 4月1日 知事会見（転出入時期における注意喚起）
- 3月27日 第1回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
同 知事会見

- ・道立施設や道主催のイベント等の再開に係る考え方を公表。感染拡大防止措置を講じた上で、道立施設では、札幌市内にある北海道知事公館や三岸好太郎美術館、真駒内公園などを4/1から再開。

3月26日 改正新型インフル特措法に基づく北海道対策本部設置

- ・特措法に基づく政府対策本部の設置を受けて、「北海道感染症危機管理対策本部」から、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行。

3月24日 第12回道感染症危機管理対策本部会議開催

- ・医療体制の強化と経済対策を2本柱とした、新型コロナウイルス対策の補正予算案を発表

3月18日 第11回道感染症危機管理対策本部会議開催

同 知事会見

- ・緊急事態宣言を予定どおり3/19に終了し、新たなステージへの移行を公表。

(週末の外出時における注意喚起の継続)

- ・宣言の結果として、以下2点を評価。

－医療崩壊を起こすような急激な患者の増加は生じず、宣言当初に恐れていた状況には至らず済んでいること。－緊急事態の期間中に、検査体制や病床の確保など必要な体制強化を図るとともに、必要な情報の蓄積により、新型コロナウイルスと戦う体制を整えることができたこと。

3月12日 知事会見 (週末の外出時における注意喚起)

3月10日 第10回道感染症危機管理対策本部会議開催

緊急事態宣言(2/28～3/19)を延長するか否かについて、「今週の患者の発生状況などを踏まえ、20日以降の対応を検討・判断する」との考えを表明。

3月5日 知事会見 (週末の外出時における注意喚起)

2月29日 内閣総理大臣への緊急要望

2月28日 緊急事態宣言(道民へ不要不急の外出控えるよう指示)

4 その他

(1) 市民・企業への呼びかけ

【市長】

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを発出(4/24、4/28、5/5)
- ・「ゴールデンウィーク」緊急メッセージの発出(4/30)
- ・市民の皆さまへのメッセージを発出(2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、

4/14、4/18、5/6、5/15、5/22)

【総務局】

- ・来庁せずにできる手続き、期限を延長する手続きについて市公式HPに掲載
(3/9)
- ・菊水分庁舎への出入業者（21社）に対して、マスク着用や体調管理徹底等を依頼
(2/25)

【まちづくり政策局】

- ・市内各大学及び短期大学（17大学）に対して、感染拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（3/3、3/27、4/8）

【財政局】

- ・（5/12）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公式HPに徴収猶予の特例制度に関するページを掲載）
- ・（4/28）「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」（市公式HPに市税の取り扱いについて特設ページを掲載）
- ・（4/22）「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」（市公式HPに法人市民税等の期限延長手続き等について掲載）
- ・（4/20）「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」（市公式HPに縦覧期間延長について掲載）
- ・（4/17）「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」（市公式HPに契約上の対応に関するお知らせを掲載）
- ・（4/10）「夜間電話納税相談と市民税・道民税（個人住民税）申告書に係る提出期限の取扱いについて（新型コロナウイルス感染症の影響関係）」（報道発表、市公式HP掲載）
- ・（4/9）「軽自動車税（種別割）の減免申請について」（市税事務所HPに郵送での申請受付を掲載）
- ・市税事務所HPでの郵送や電話による手続きや相談の推奨（2/25、3/10、3/24）

【市民文化局】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式HPに掲載(4/21)
- ・新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式HPに掲載(3/10)
- ・新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談（43件（5/21時点）先週から14件増）を受けているため、市公式HPで注意喚起を掲載（2/21以降）

【保健福祉局】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式HPに掲載（5/1）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式HPに掲載（5/1）
- ・住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式HPに掲載（4/20）
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- ・国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨市公式HPに掲載（3/12）
- ・子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出について郵送対応可能である旨市公式HPで周知（3/11）
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応開始（3/9）
- ・おとしより憩いの家の開館可否について検討を依頼（2/26以降）
- ・老人クラブ、老人クラブ連合会あてイベント開催可否の検討を依頼（2/25以降）
- ・社会福祉施設等における感染症対策について随時注意喚起を実施

【子ども未来局】

- ・小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知（5/1）
- ・認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼（4/22）
- ・市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知（4/13）
- ・認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼（4/13）
- ・認可保育施設等を通じ、専門家会議の見解を踏まえた、当分の間の可能な限りの家庭保育への協力を保護者に依頼（3/11）

- ・児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を一部延長（3/9）
- ・幼保連携型・幼稚園型認定こども園へ、可能な限りの家庭での保育協力依頼を基本としつつ、家庭での保育が難しい子どもへの配慮を依頼（3/5）
- ・一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼（3/5）
- ・児童会館・ミニ児童会館について、可能な限りの家庭保育の協力依頼に関し、指定管理者を通じて保護者へ周知（3/3）
- ・認可保育施設等へ、感染拡大防止策の徹底と、可能な限りの家庭保育の協力について、保護者への周知を依頼（3/3）

【経済観光局】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請（5/7）
- ・コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請（5/7）
- ・ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請（5/7）
- ・商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請（4/24）
- ・北海道による緊急事態措置及び「（仮称）休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請（4/23）
- ・緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請（4/20）
- ・国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請（4/9）
- ・人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請（3/27）
- ・ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（3/9）
- ・各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（市長より札幌商工会議所会頭へ要請書手交）（3/3）
- ・各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮要請（2/27）
- ・中央卸売市場内事業者へ新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送（1/30以降随時）

【環境局】

- ・大型ごみ収集センター受付時間の短縮（5月21日開始、9：00～16：30を10：00～16：30に変更）について、市公式HPに掲載（5/19）
- ・「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載（5/13）
- ・新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに掲載（5/8）
- ・家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知（5/8）
- ・使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式HPに掲載（4/30）
- ・使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式HPに掲載（3/7）

【建設局】

- ・新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式HPに掲載（5/15）
- ・円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式HPに掲載（4/16）
- ・中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式HPに掲載（4/8）
- ・道路維持除雪共同企業体等に新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に向けた適切な措置を依頼（3/5）

【都市局】

- ・解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局HPに掲載（4/23）
- ・来庁せずにできる手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨について市都市局HPに掲載（3/11）

【水道局】

- ・感染症の影響による上下水道料金の支払いに関する相談窓口や、感染症に関連した水道水の安全性について市水道局HPで周知（3/2、3/24）

【交通局】

- ・感染防止に向けたポスター等の掲出（地下鉄、路面電車、駅構内ほか）

【消防局】

- ・来庁せずにできる手続きについて市消防局HPに掲載（3/6）

【病院局】

- ・院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更することを市病院局HPに掲載（3/23）
- ・新型コロナウイルス感染症への対応について市病院局HPに掲載（3/13）

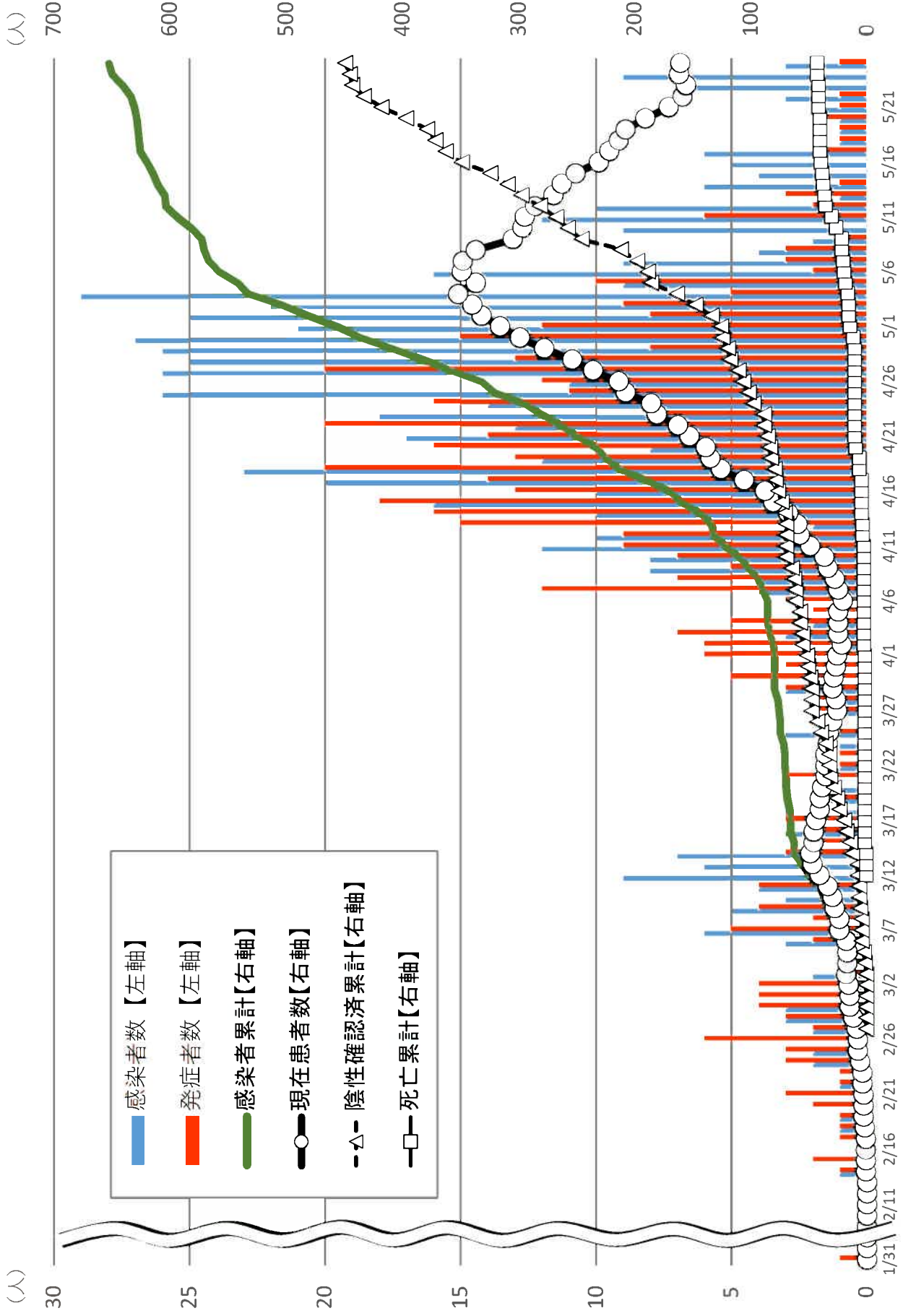
(2) 市民生活への支援

- ・市民生活に関連の深い生鮮食料品・日用品などの生活関連商品について、市内のスーパー・小売店等計30店舗に対し、価格調査を実施中。
※5月14日時点での価格調査の結果、キャベツ、白菜、長ねぎなど、生鮮食品において前月に比べ大幅な価格の上昇がみられた。外出自粛による内食の需要の増加が影響したとみられる（市公式HPに掲載）
- ・トイレットペーパーやティッシュペーパー等について、過度な買い占めを控えるよう、市公式HPやSNSで情報発信（3/2）

(3) 札幌市が受領した寄付マスク等の備蓄状況（4/24 現在）

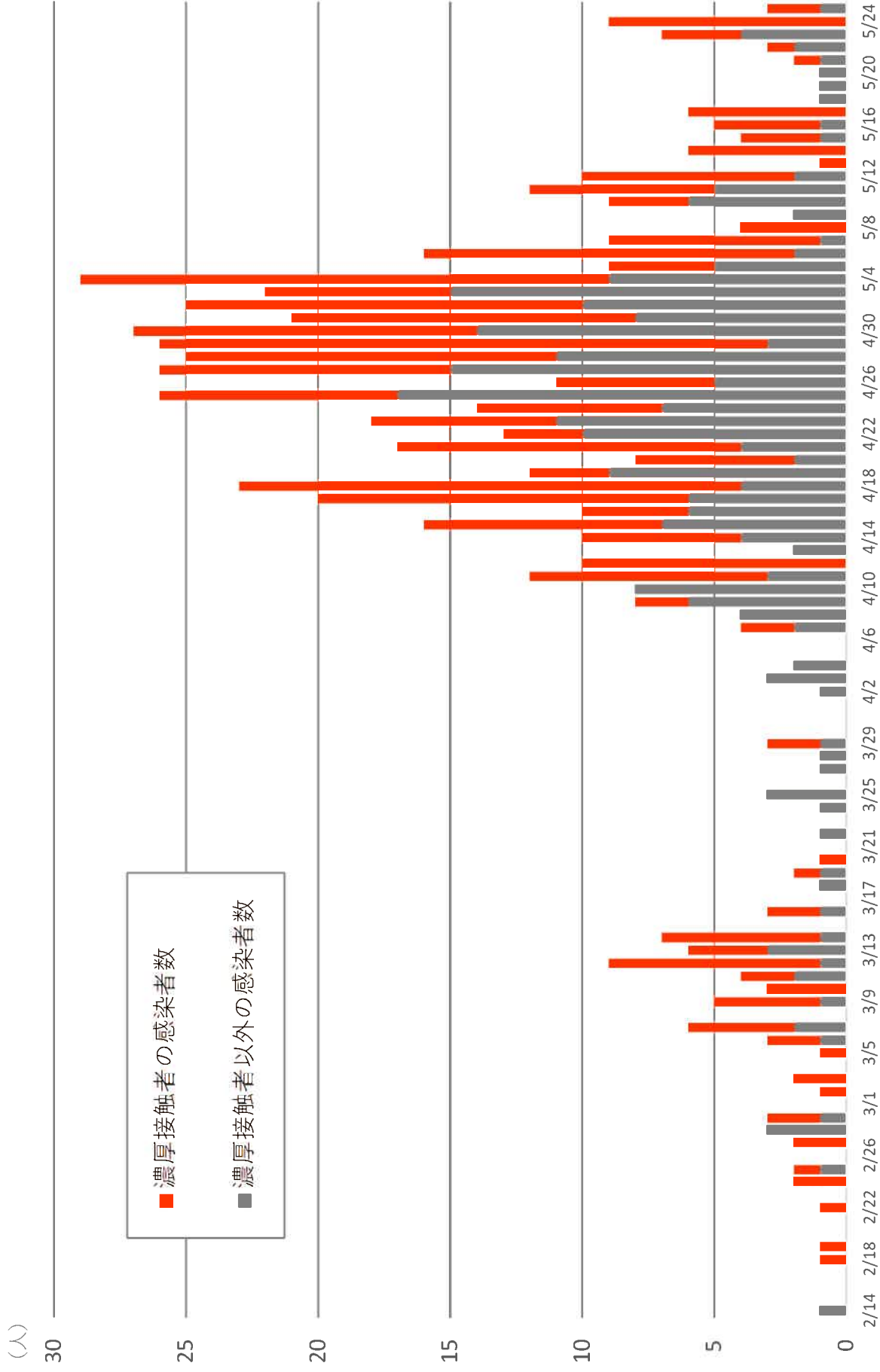
- ・医療用マスク 21,044 枚、使い捨てマスク 172,820 枚、布マスク 200 枚
- ・アルコール除菌液 780ℓ、次亜塩素酸水 60ℓ

札幌市における発症状況（5月25日現在）

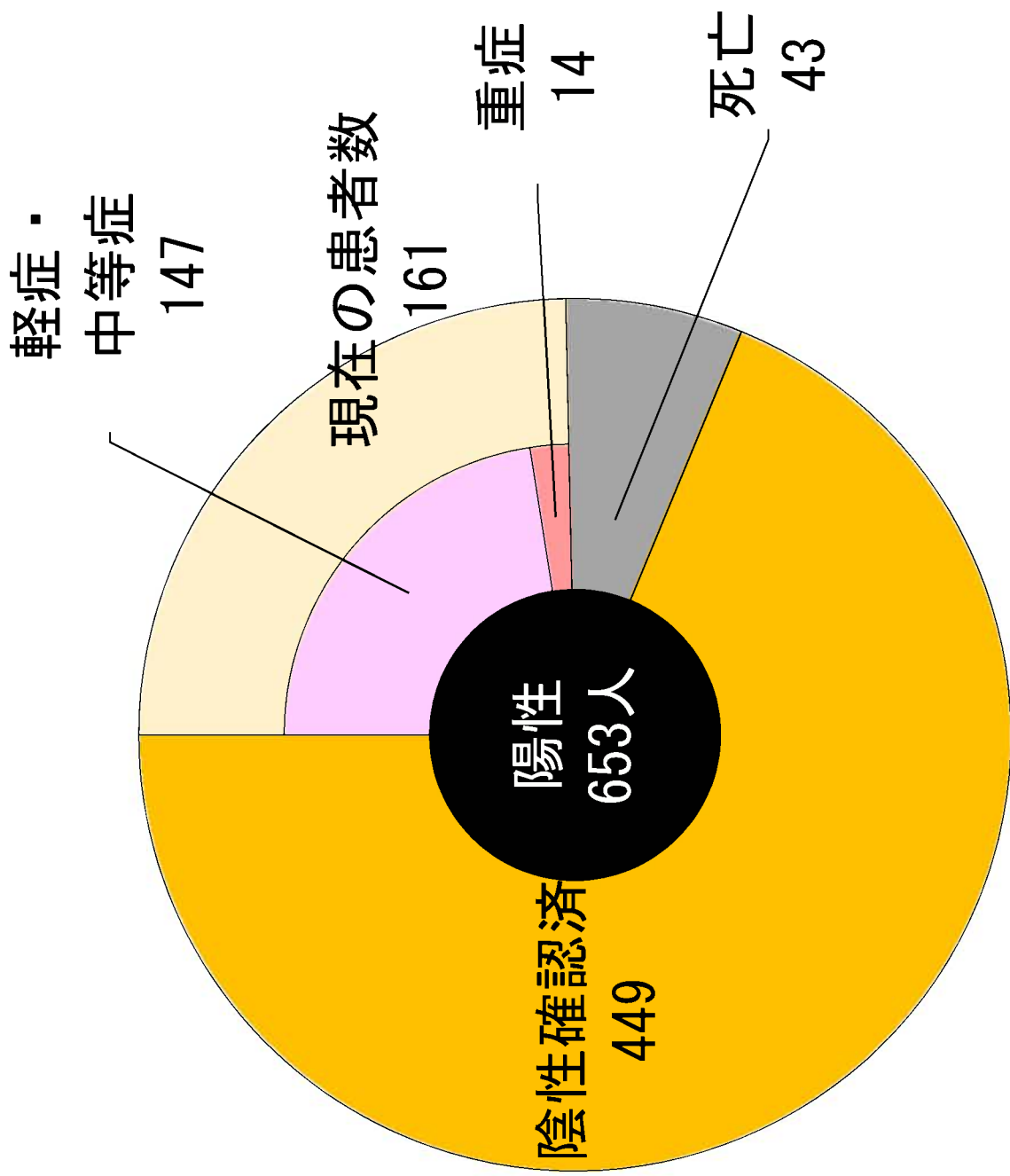


※発症者数には調査中等のため未計上分あり

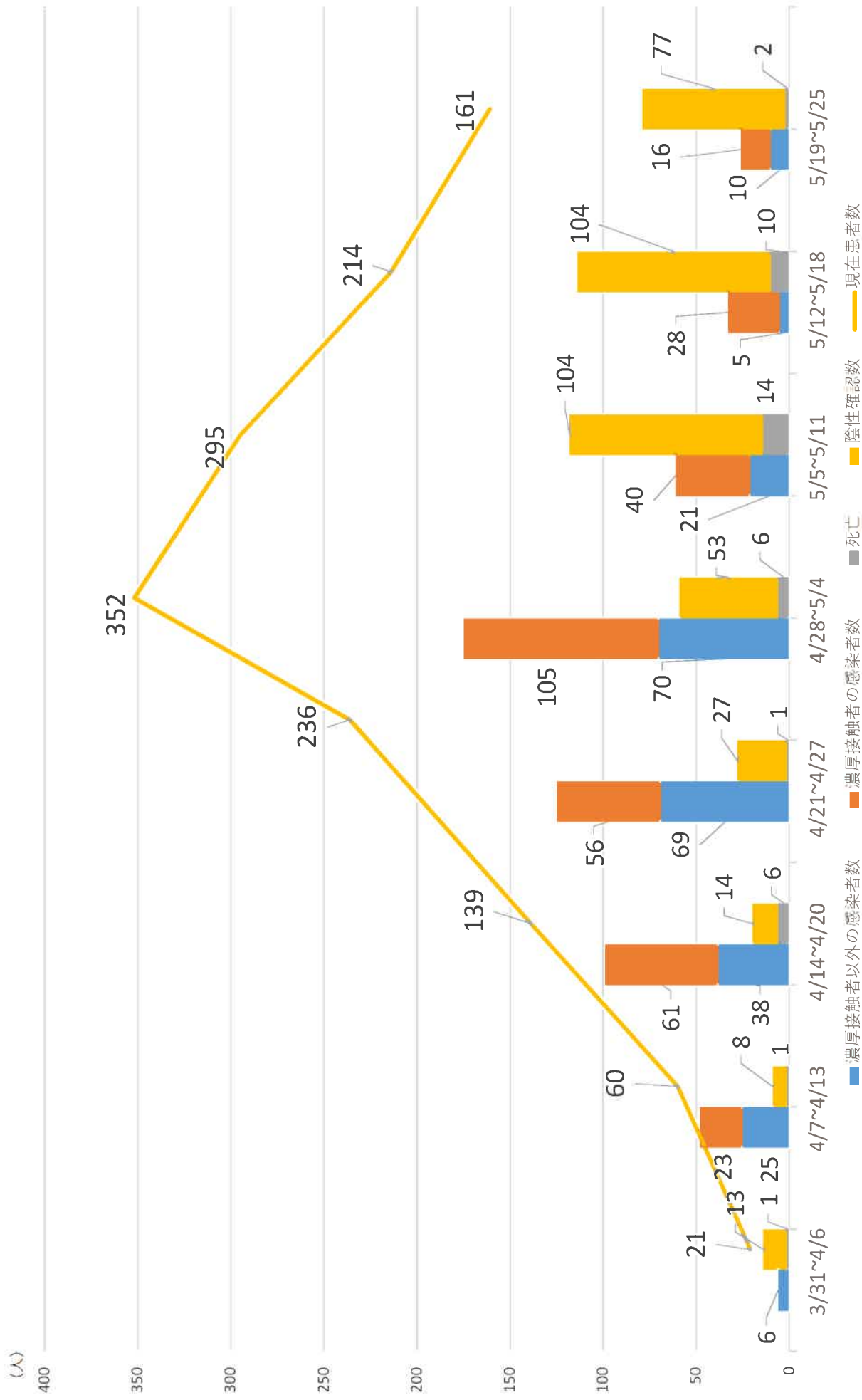
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（5月25日現在）



札幌市における陽性者の状況（5月25日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

※公表日ベース

<5/5~5/11>

新規感染者数				
61	40	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
		24	16	21

帰国者・接触者 外来受診者数及びPCR検査センター の摂取検体数
395

<5/12~5/18>

新規感染者数				
33	28	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
		13	15	5

帰国者・接触者 外来受診者数及びPCR検査センター の摂取検体数
452

<5/19~5/25>

新規感染者数				
26	16	リンクあり		リンクなし
		クラスター	クラスター以外	
		9	7	10

帰国者・接触者 外来受診者数及びPCR検査センター の摂取検体数
417

※最終日分未反映

解除基準と直近の状況

	解除基準		直近の状況	(参考) 北海道
国	直近1週間の新規感染者数が前週の数を下回る		○	○
	直近1週間の新規感染者数 (10万人あたり)	0.5人程度以下	1.32 ※10人以下で到達	0.80 ※26人以下で到達 (直近42人)
北海道	1日の新規感染者数 (直近1週間の平均値)	10人以下	3.7	6.0
	1日のリンクなし新規感染者数 (同上)	3人以下	1.4	2.1

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 1 4 回 本 部 会 議

日時：令和2年5月25日（月）

場所：本庁3階テレビ会議等

1 開 会

2 状況報告

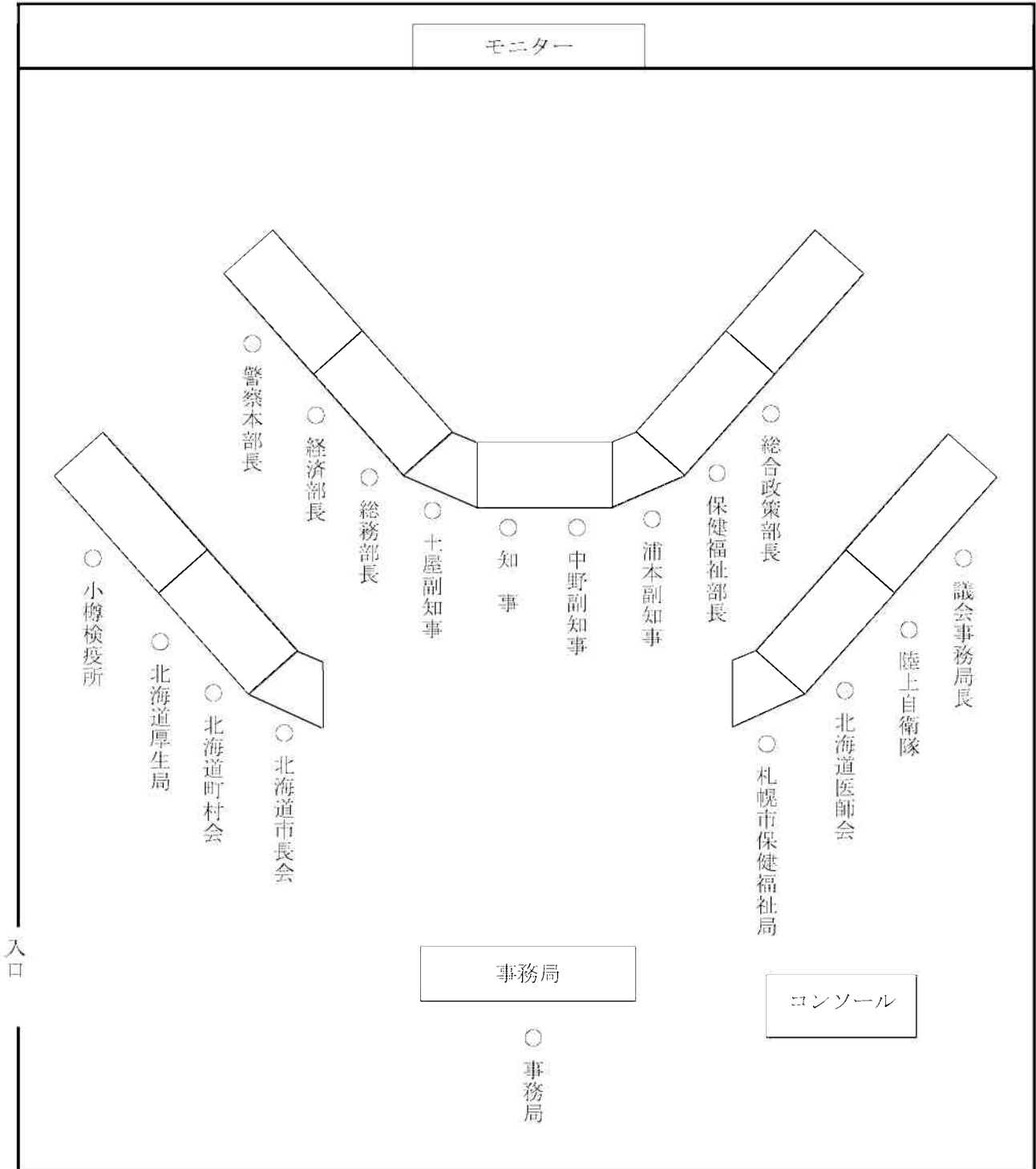
3 その他

4 知事発言

5 閉 会

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和2年(2020年)5月25日(月)



新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2.5.25)

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

別紙のとおり

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

5月24日0時までに確認されている感染者は **16,550**例

入院治療等を要する者 **2,287**名、死亡者は **820**名

2 国などの対応

(1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）

(2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）

(3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）

(4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定

(5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。

(6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼

(7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加

(8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加

(9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。

(10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。

(11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。

(12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。

(13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表

(14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

(15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）

(16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

(17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。

(18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）

(19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。

(20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。

(21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創

- 設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
 - (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
 - (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
 - (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
 - (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
 - (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
 - (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
 - (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
 - (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
 - (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
 - (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
 - (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
 - (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
 - (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
 - (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
 - (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
 - (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
 - (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
 - (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
 - (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
 - (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。

- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。(4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで)
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県(13都道府県)」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解(「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」)
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を87の国と地域に拡大(4月29日から適用))。
- (49) 5月1日、専門家会議見解(「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」)
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解(「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)
- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (54) 5月14日、専門家会議見解(「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など)
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(一部解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(関西3府県が解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。

(59) 5月25日、緊急事態解除宣言。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
1月23日、観光関係団体等
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
 - (ウ) 保健所等による相談対応
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況

1月23日	庁議	
1月24日	緊急保健所長会議	
1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催

4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催

- (6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。＜5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班）
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を发出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ发出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。

- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (34) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (35) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (36) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (37) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (38) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (39) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (40) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (41) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (42) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (43) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (44) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (45) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (46) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (47) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。

- (48) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (49) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
- (50) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (51) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (52) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (53) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (54) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (55) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (56) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

令和2年5月25日17時00分現在

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1025	5/22	70代	男性	札幌市	札幌市公表中
1026	5/22	90代	男性	札幌市	再陽性 No775 札幌市公表中
1027	5/22	40代	女性	札幌市	院内感染者（北海道がんセンター） 札幌市公表中
1028	5/22	70代	女性	空知総合振興局管内	No868、No1022 現在調査中
1029	5/22	20代	男性	オホーツク総合振興局管内 （大空町）	現在調査中
1030	5/22	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	障がい者支援施設 現在調査中
1031	5/23	80代	男性	札幌市	札幌市公表中
1032	5/23	40代	女性	札幌市	No1019、No1033 札幌市公表中
1033	5/23	60代	女性	札幌市	No1019、No1032 札幌市公表中
1034	5/23	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1035	5/23	非公表	女性	札幌市	あり 札幌市公表中
1036	5/23	90代	女性	札幌市	札幌市公表中
1037	5/23	非公表	非公表	非公表	再陽性 No非公表 現在調査中
1038	5/23	80代	女性	石狩振興局管内 （石狩市）	介護老人保健施設 現在調査中
1039	5/23	40代	男性	上川総合振興局管内	No1025 現在調査中
1040	5/24	50代	女性	空知総合振興局管内	現在調査中
1041	5/24	70代	女性	石狩振興局管内 （千歳市）	No1024、No1042 現在調査中
1042	5/24	40代	女性	石狩振興局管内 （千歳市）	No1024、No1041 現在調査中
1043	5/24	40代	男性	石狩振興局管内 （千歳市）	現在調査中
1044	5/24	70代	女性	石狩振興局管内 （千歳市）	現在調査中
1045	5/24	30代	女性	石狩振興局管内	集団感染（勤医協中央病院） 現在調査中
1046	5/24	70代	女性	札幌市	No1025 札幌市公表中
1047	5/24	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1048	5/24	70代	女性	札幌市	集団感染（茨戸アカシアハイツ） 札幌市公表中
1049	5/24	70代	男性	札幌市	集団感染（茨戸アカシアハイツ） 札幌市公表中
1050	5/24	70代	男性	札幌市	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中
1051	5/24	非公表	非公表	札幌市	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

令和2年5月25日17時00分現在

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1052	5/24	非公表	非公表	非公表	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中
1053	5/24	50代	男性	札幌市	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中
1054	5/24	80代	男性	札幌市	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中
1055	5/25	60代	男性	札幌市	札幌市公表中
1056	5/25	70代	女性	札幌市	No.1016 札幌市公表中

■検査及び患者の状況（5月25日現在）

	検査件数	12,496	
1	陽性累計	1,056	A
2	陰性確認済累計	736	B
3	死亡累計	83	C
4	現在患者数	237	D (A - B - C)

■宿泊療養施設入所者数

（5月25日16時30分現在）

施設名	入所者数	退所者数	総入所者数
東横INN札幌すすきの南	0	0	0
リッチモンドホテル札幌駅前	0	0	0
アパホテル&リゾート札幌	1	1	12
合 計	1	1	12

**「新型コロナウイルス感染症」
感染拡大防止に向けた
「北海道」における取組**

【令和2年5月25日】

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた 「北海道」における取組

区 域 北海道内全域

期 間 令和2年5月25日（月）から令和2年5月31日（日）まで

- 実施内容**
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた緊急事態措置を解除。
 - ・いまだ感染者が確認されている状況を踏まえ、引き続き、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに、「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」の実践など「新北海道スタイル」の構築に取り組んでいく。

感染症のまん延防止に向けた取組

- 外出自粛の要請等
- 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

「新しい生活様式」の実践

- 感染防止の徹底
- 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進
- スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

感染症のまん延防止に向けた取組

■ 外出自粛の要請等

- 道民に対し、接触機会の低減に向けた不要不急の外出自粛について要請。
特に、新規感染者の発生が多い石狩振興局管内においては、健康の維持増進、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を強く要請 [特措法第24条第9項]
- クラスターが多数発生しており、感染経路が不明な新規患者の多い札幌市その他の地域との不要不急の往来自粛を要請 [特措法第24条第9項]
- 職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務（テレワーク）」の積極的な活用促進を要請 [特措法第24条第9項]
- 特に、これまでクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を要請 [特措法第24条第9項]
- 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を要請 [特措法第24条第9項]

感染症のまん延防止に向けた取組

■ 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請

- 施設管理者又は催物（イベント）の主催者に対し、施設の使用停止若しくは催物（イベント）の開催停止を要請 [特措法第24条第9項]
- 学校（大学等を除く）は5月31日（日）まで臨時休業を要請 [特措法第24条第9項]
- 上記以外の「3つの密（密閉・密集・密接）」が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請 [特措法第24条第9項]

「新しい生活様式」の実践

道民及び事業者が互いに連携し感染拡大の防止に努め、「新しい生活様式」の実践などに取り組む「北海道スタイル」の構築を目指し、以下の取組を進める。

■ 感染防止の徹底

- 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請
- 事業者に対し、感染拡大防止の取組内容を可視化するなど、業種別などのガイドラインを参考に具体的な取組を進め、感染拡大防止に向けた対策を要請

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

- 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請

■ スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

- 道民及び事業者・管理者に対し、スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩などの散歩などの維持に必要な場合においても、感染拡大防止のための対策が講じられるよう要請 [特措法第24条第9項]

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請

対象施設一覧①

石狩振興局管内

■ 基本的に休止を要請する施設

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
運動・遊技施設		スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、体育館、水泳場、ボウリング場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等
集会・展示施設	施設の使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請	集会場、公会堂、展示場 等
商業施設		科学館、記念館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
大学・学習塾等		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
学校		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 学校（大学等を除く。）

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請

対象施設一覧②

石狩振興局管内以外の地域

■ 基本的に休止を要請する施設

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
運動・遊技施設		スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

対象施設一覧 ③

■ 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策（※）の協力を要請） ※別表参照

施設の種類	要請内容	内 訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設 等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ 等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
生活必需物資 販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策等の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関 等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場 等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・ 官公署 等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

別表 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組(例)
発熱者等の施設への入場防止	<p>従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</p> <p>来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</p>
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<p>店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)</p> <p>換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)</p> <p>密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</p>
飛沫感染、接触感染の防止	<p>従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</p> <p>来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</p> <p>店舗・事務所内の定期的な消毒</p>
移動時における感染の防止	<p>ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</p> <p>従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)</p> <p>出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</p>

スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

目的	要請の対象	具体的な取組（例）
<p>スーパーマーケット等、商店街での3密（密閉・密集・密接）の防止</p>	<p>道民の皆さま</p>	<p>買い物における外出を分散するため、毎日の買い物を3日に1回程度に変える</p> <p>買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞る</p> <p>食料品など、必要以上の買いだめなどはしない</p> <p>【スーパーマーケット等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、ヘルプマーク着用者、妊婦など、専用の買い物時間を設定する ・買い物カゴ数の制限による入店抑制を行う ・特売広告やポイントアップを中止する ・イートインスペースの中止・袋詰めスペースを拡大する
<p>公園等での3密（密閉・密集・密接）の防止</p>	<p>事業者の皆さま</p>	<p>【商店街】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3密防止の横断幕やチラシを作成し、商店街への来街者に注意喚起を呼び掛ける ・特売広告やポイントアップを中止する ・カラーコーンなどによりソーシャルディスタンスの確保を掲示する <p>少人数で混雑時を避ける</p> <p>人と人との距離を適切に取る</p> <p>使い方の工夫や感染対策について、利用者への協力を呼び掛ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園はすいた時間、場所を選ぶ ・施設の利用状況によっては、利用制限を行うこともあり得る旨、あらかじめ周知
<p>道民の皆さま</p>	<p>道民の皆さま</p>	
<p>道民の皆さま</p>	<p>管理者の皆さま</p>	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象	うち1,000㎡以下施設	対象	
遊興施設等	キャバレー	対象	対象	対象	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	ナイトクラブ	対象	対象	対象	対象	
	ダンスホール	対象	対象	対象	対象	
	スナック	対象	対象	対象	対象	
	バー	対象	対象	対象	対象	
	ダーツバー	対象	対象	対象	対象	
	パブ	対象	対象	対象	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	対象	対象	対象	
	スノースタジオ	対象	対象	対象	対象	
	のぞき劇場	対象	対象	対象	対象	
	ストリップ劇場	対象	対象	対象	対象	
	性風俗店	対象	対象	対象	対象	
	デリヘル	対象	対象	対象	対象	
	アダルトショップ	対象	対象	対象	対象	
	個室ビデオ店	対象	対象	対象	対象	
	ネットカフェ	対象	対象	対象外	対象外	
	漫画喫茶	対象	対象	対象外	対象外	
カラオケボックス	対象	対象	対象	対象		
射的場	対象	対象	対象	対象		
ライブハウス	対象	対象	対象	対象		
場外馬（車・舟）券場	対象	対象	対象	対象		
運動・遊技施設	棒育館	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	対象	対象外	対象外	
	ボウリング場	対象	対象	対象外	対象外	
	スケート場	対象	対象	対象外	対象外	
	スポーツクラブ	対象	対象	対象	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	対象	対象	対象	
	ゴルフ練習場（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	バッティング練習場（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	陸上競技場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	野球場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	テニス場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	柔剣道場	対象	対象	対象外	対象外	
	弓道場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	マージャン店	対象	対象	対象外	対象外	
パチンコ屋	対象	対象	対象外	対象外		
ゲームセンター	対象	対象	対象外	対象外		
テーマパーク	対象	対象	対象外	対象外		
遊園地	対象	対象	対象外	対象外		
劇場等	劇場	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	観覧場	対象	対象	対象外	対象外	
	プラネタリウム	対象	対象	対象外	対象外	
	映画館	対象	対象	対象外	対象外	
	演芸場	対象	対象	対象外	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象	うち1,000㎡以下施設	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	公会堂	対象	対象	対象外	対象外	
	展示場	対象	対象	対象外	対象外	
	賞会議室	対象	対象	対象外	対象外	
	文化会館	対象	対象	対象外	対象外	
	多目的ホール	対象	対象	対象外	対象外	
	神社	対象外	対象外	対象外	対象外	
	寺院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	教会	対象外	対象外	対象外	対象外	
	博物館	対象外	対象外	対象外	対象外	
	美術館	対象外	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	図書館	対象外	対象外	対象外	対象外	
	科学館	対象	対象外	対象外	対象外	
	記念館	対象	対象外	対象外	対象外	
商業施設	水族館	対象	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	動物園	対象	対象外	対象外	対象外	
	植物園	対象	対象外	対象外	対象外	
	ホテル（集客の用に供する部分に限る）	対象	対象外	対象外	対象外	
	旅館（集客の用に供する部分に限る）	対象	対象外	対象外	対象外	
	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	対象外	対象外	対象外	
	ペット美容室（トリミング）	対象	対象外	対象外	対象外	
	宝石類や金銀の販売店	対象	対象外	対象外	対象外	
	住宅展示場（集客活動を行い来場を促すもの）	対象	対象外	対象外	対象外	
	古物商（質屋を除く）	対象	対象外	対象外	対象外	
	金業ショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	古本屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	囲碁・将棋盤店	対象	対象外	対象外	対象外	
	DVD/ビデオショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	DVD/ビデオレンタル	対象	対象外	対象外	対象外	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	対象外	対象外	対象外	
	ゴルフショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	土産物店	対象	対象外	対象外	対象外	
	旅行代理店（店舗）	対象	対象外	対象外	対象外	
アイドルグッズ専門店	対象	対象外	対象外	対象外	※1 主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は要請の対象外。	
ネイルサロン	対象	対象外	対象外	対象外		
まつ毛エクステンション	対象	対象外	対象外	対象外		
スーパー銭湯	対象	対象外	対象外	対象外		
岩盤浴	対象	対象外	対象外	対象外		
サウナ	対象	対象外	対象外	対象外		
温泉（※1）	対象	対象外	対象外	対象外		
エステサロン	対象	対象外	対象外	対象外		
日焼けサロン	対象	対象外	対象外	対象外		
脱毛サロン	対象	対象外	対象外	対象外		
写真屋	対象	対象外	対象外	対象外		
フォトスタジオ	対象	対象外	対象外	対象外		
美術品販売	対象	対象外	対象外	対象外		
展望室	対象	対象外	対象外	対象外		

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象外	うち1,000㎡以下施設	対象外	
大学・学習塾等	大学	対象	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	対象外	対象外	対象外	
	日本語学校・外国語学校	対象	対象外	対象外	対象外	
	インターナショナルスクール	対象	対象外	対象外	対象外	
	自動車教習所	対象	対象外	対象外	対象外	
	学習塾	対象	対象外	対象外	対象外	
	オンライン授業	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家庭教師	対象外	対象外	対象外	対象外	
	英会話教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	音楽教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	囲碁・将棋教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	そろばん教室	対象	対象外	対象外	対象外	
バレエ教室	対象	対象外	対象外	対象外		
体操教室	対象	対象外	対象外	対象外		
文教施設	幼稚園	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	対象	対象外	対象外	
	中学校	対象	対象	対象外	対象外	
	義務教育学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等専修学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等専門学校	対象	対象	対象外	対象外	
	中継教育学校	対象	対象	対象外	対象外	
特別支援学校	対象	対象	対象外	対象外		

(※) 「対象外」の施設については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など「北海道スタイル」の実践を要請する。

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	以上1,000㎡以上施設	うち1,000㎡以下施設	以上1,000㎡以上施設	
医療施設 (※1)	病院	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は、使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	臨床	対象外	対象外	対象外	対象外	
	薬局	対象外	対象外	対象外	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	接骨院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	柔道整復	対象外	対象外	対象外	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼稚園型認定こども園を含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	児童クラブ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
	婦人保護施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
その他の社会福祉施設	対象外	対象外	対象外	対象外		
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場（※）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	対象外	対象外	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	対象外	対象外	対象外	
	靴屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	衣料品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
雑貨屋	対象外	対象外	対象外	対象外		
文具具屋	対象外	対象外	対象外	対象外		
酒屋	対象外	対象外	対象外	対象外		
食事提供施設	飲食店	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	料理店	酒類提供時間短縮に関する協力依頼を解除	酒類提供時間短縮に関する協力依頼を解除	対象外	対象外	
	喫茶店					
	和菓子・洋菓子店					
	タピオカ店					
	居酒屋					
	屋形船					
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）					対象外
	カプセルホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	民泊	対象外	対象外	対象外	対象外	
	共同住宅	対象外	対象外	対象外	対象外	
	寄宿舎	対象外	対象外	対象外	対象外	
	下宿	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ラブホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
ウォークリーマンション	対象外	対象外	対象外	対象外		
交通機関等	バス	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	レンタカー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	電車	対象外	対象外	対象外	対象外	
	船舶	対象外	対象外	対象外	対象外	
	航空機	対象外	対象外	対象外	対象外	
	物流サービス（宅配を含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象外	うち1,000㎡以下施設	対象外	
工場等	工場	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	対象外	対象外	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	対象外	対象外	対象外	
	A T M	対象外	対象外	対象外	対象外	
	証券取引所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	証券会社	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保険代理店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	官公署 各種事務所	対象外	対象外	対象外	対象外	
その他	理髪店	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸金庫	対象外	対象外	対象外	対象外	
	郵便局	対象外	対象外	対象外	対象外	
	メディア	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸衣装屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	不動産屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸室	対象外	対象外	対象外	対象外	
	獣医	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ペットホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	プライダルショップ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	本屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	自転車屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家電販売店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	園芸用品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	縫屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	100円ショップ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	駅売店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家具屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	花屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ランドリー	対象外	対象外	対象外	対象外	
クリーニング店	対象外	対象外	対象外	対象外		
ごみ処理関係	対象外	対象外	対象外	対象外		

（※）「対象外」の施設については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など「新北海道スタイル」の実践を要請する。



新北海道スタイル

市有施設の開館・利用開始等状況一覧（5/26現在）

施設種別	区	施設名	住所	開館・利用開始予定日	備考	問い合わせ先
公園	中央	旭山記念公園（駐車場）	中央区界川4丁目	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2538
公園	中央	豊平川緑地（駐車場）	豊平川堤外地	未定	混雑が予想されるため当面の間閉鎖継続	建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	北	百合が原公園（駐車場）	北区百合が原公園	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	北	屯田西公園（駐車場）	北区屯田4条9～10丁目1-1	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	北	屯田公園（駐車場）	北区屯田8条6丁目	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	東	モエレ沼公園（駐車場）	東区モエレ沼公園	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	東	丘珠空港緑地（駐車場）	東区丘珠町、栄町	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	白石	川下公園（駐車場）	白石区川下2651番地	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	豊平	月寒公園（駐車場）	豊平区美園11条8丁目	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	豊平	天神山緑地（駐車場）	豊平区平岸1条18丁目、2条16～17丁目	未定	藤の開花中は混雑が予想されるため閉鎖継続	建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	清田	平岡公園（駐車場）	清田区平岡公園1番地1号	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	清田	平岡樹芸センター（駐車場）	清田区平岡4条3丁目	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	南	藻南公園（駐車場）	南区川沿9～11条1丁目、真駒内真駒内柏丘7・8・12丁目	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	南	小金湯さくらの森（駐車場）	南区小金湯604-2	未定	桜の開花中は混雑が予想されるため閉鎖継続	建）みどりの管理課 011-211-2536

公園	西区	農試公園（駐車場）	西区八軒5条西6丁目	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	西区	五天山公園（駐車場）	市西区福井423番地	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	手稲	前田森林公園（駐車場）	手稲区手稲前田591番地4外	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
公園	手稲	手稲稲積公園（駐車場）	手稲区前田1条5丁目	令和2年5月26日（火）		建）みどりの管理課 011-211-2536
博物館	豊平	博物館活動センター	豊平区平岸5条15丁目	令和2年6月2日（火）		市）文化振興課 011-211-2261 011-374-5002
美術館	中央	本郷新記念札幌彫刻美術館	中央区宮の森4条12丁目1-41	令和2年5月26日（火）		市）文化振興課 011-211-2261
美術館	南	札幌芸術の森	南区芸術の森2丁目75番	屋内：令和2年6月1日（月） 野外：令和2年5月26日（月）	子どもアトリエ、工芸館、工房、有島邸、アートホール、野外ステージ、アトリエロッジは休館継続	市）文化振興課 011-211-2261
図書館	中央	中央図書館	札幌市中央区南22条西13丁目1-1	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開	教）利用サービス課 011-512-7320
図書館	中央	大通カウンター	地下鉄南北線大通駅コンコース横	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開	教）利用サービス課 011-512-7320
図書館	白石	えほん図書館	札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 白石区複合庁舎6階	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開	教）利用サービス課 011-512-7320
図書館	中央	図書・情報館	札幌市中央区北1条西1丁目 札幌市民交流プラザ	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開 （2階は当面の間引き続き休館）	教）利用サービス課 011-512-7320
図書館	北	新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目1-2	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開	教）利用サービス課 011-512-7320
図書館	東	元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目3-13	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開	教）利用サービス課 011-512-7320
図書館	白石	東札幌図書館	札幌市白石区東札幌4条4丁目1-1	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開	教）利用サービス課 011-512-7320
図書館	厚別	厚別図書館	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-15	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開	教）利用サービス課 011-512-7320
図書館	豊平	西岡図書館	札幌市豊平区西岡3条6丁目6-1	令和2年5月26日（火）	予約済み資料の受取りのみ再開	教）利用サービス課 011-512-7320

図書館	清田	清田図書館	札幌市清田区平岡1条1丁目2-1 清田区総合庁舎4階	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	南	澄川図書館	札幌市南区澄川4条4丁目5-6	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	西	山の手図書館	札幌市西区山の手4条2丁目1-20	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	手稲	曙図書館	札幌市手稲区曙2条1丁目2-50	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	中央	中央区民センター 図書室	札幌市中央区南2条西10丁目1001	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	北	北区民センター 図書室	札幌市北区北25条西6丁目1-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	東	東区民センター 図書室	札幌市東区北11条東7丁目1-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	白石	白石区民センター 図書室	札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 白石区複合庁舎6階	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	豊平	豊平区民センター 図書室	札幌市豊平区平岸6条10丁目1-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	南	南区民センター 図書室	札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	西	西区民センター 図書室	札幌市西区琴似2条7丁目1-21	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	北	篠路コミュニティセンター図書室	札幌市北区篠路3条8丁目11-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	清田	里塚・美しが丘地区センター図書カウ ンター	札幌市清田区里塚2条5丁目1-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	西	メディアプラザ図書コーナー(ちえり あ)	札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 札幌市生涯学習総合センターちえりあ内	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	中央	旭山公園通地区センター図書室	中央区南9条西18丁目1-32	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	北	新琴似・新川地区センター図書室	北区新琴似2条8丁目1-20	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320

図書館	北	拓北・あいの里地区センター図書室	北区あいの里1条6丁目1-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	北	太平百合が原地区センター図書室	北区太平12条2丁目1-17	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	東	ふしこ地区センター図書室	東区伏古11条3丁目1-15	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	東	栄地区センター図書室	東区北36条東8丁目1-25	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	東	苗穂・本町地区センター図書室	東区本町2条7丁目2-10	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	白石	白石東地区センター図書室	白石区本通16丁目南4-27	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	白石	菊水元町地区センター図書室	白石区菊水元町5条2丁目4-20	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	白石	北白石地区センター図書室	白石区北郷3条7丁目9-20	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	厚別	厚別西地区センター図書室	厚別区厚別西4条4丁目10-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	厚別	厚別南地区センター図書室	厚別区厚別南7丁目9-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	豊平	東月寒地区センター図書室	豊平区月寒東3条18丁目5-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	南	藤野地区センター図書室	南区藤野2条7丁目2-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	南	もいわ地区センター図書室	南区川沿8条2丁目4-15	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	西	西野地区センター図書室	西区西野4条2丁目8-30	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	西	はっさむ地区センター図書室	西区発寒10条4丁目1-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	西	はちけん地区センター図書室	西区八軒6条西2丁目2	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320

図書館	手稲	新発寒地区センター図書室	手稲区新発寒5条4丁目2-2	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	手稲	星置地区センター図書室	手稲区星置2条3丁目14-1	令和2年5月26日(火)	予約済み資料の受取りのみ再開	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	厚別	もみじ台管理センター 図書コーナー	厚別区もみじ台北7丁目1-1 (もみじ台管理センター内)	未定	インターネット予約の対象外施設のため引き続き休館	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	豊平	月寒公民館図書室	豊平区月寒中央通7丁目8-19 月寒公民館内	未定	インターネット予約の対象外施設のため引き続き休館	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	南	定山溪まちづくりセンター 図書コーナー	南区定山溪温泉東4丁目315-4定山溪まちづく りセンター内	未定	インターネット予約の対象外施設のため引き続き休館	教) 利用サービス課 011-512-7320
図書館	西	身体障害者福祉センター 図書コーナー	西区二十四軒2条6丁目1-1 (札幌市身体障害者福祉センター内)	未定	インターネット予約の対象外施設のため引き続き休館	教) 利用サービス課 011-512-7320

新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 新型コロナウイルスに係る事業者向けワンストップ相談窓口

(1) 相談実績

相談業務（経営相談・融資制度利用・税・感染症予防等）（1/29～5/25）

累計相談件数：14,924件（来所 6,228件、電話 8,696件）

※前回報告（5/21現在 14,169件）から 755件の増

(2) 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）

認定件数：8,570件（5/25現在）

※前回報告（5/21現在 7,570件）から 527件の増

【業種】

建設業 1,565件、飲食業 1,371件、小売業 1,171件、不動産業 490件、医療・福祉 421件、卸売業 359件、運輸業 237件、製造業 214件、情報通信業 136件、宿泊業 104件、電気・ガス・熱供給・水道業 81件、教育・学習支援業 51件、保険業 25件、林業、鉱業 3件、サービス業 1,869件

2 新型コロナウイルス感染症対策テレワーク等導入補助金の申請受付開始【別紙あり】

5月21日（木）より募集開始（毎週募集して最大300人に対して支援）

令和2年(2020年)5月20日

報道機関各社様

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策テレワーク等導入補助金の申請受付について

札幌市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び企業のビジネス環境強化に資するため、市内中小企業等を対象として、テレワーク等導入に向けた補助制度を設けておりますが、5月25日(月)から申請受付を開始いたします。

報道機関各社様には、申請開始や審査順の周知にご協力をよろしくお願いいたします。

1. テレワーク等導入補助金について

(1) 名称

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策テレワーク等導入補助金

(2) テレワーク導入支援

・概要

在宅勤務等を行うために必要となるソフトや情報通信機器(パソコン等の端末を含む)の購入費用や、就業規則の改正に必要となる社会保険労務士等への相談費用等の一部を補助する。

・補助率 3/4

・補助上限額 80万円(下限30万円)

・申請枠数 50社～

(3) テレワークの導入及び拡充のための業務管理システム導入支援

テレワークを行うために在庫管理システム、財務・会計システム、人事・給与管理システム等を導入する場合に、ソフトや情報通信機器(パソコン等の端末を含む)の購入費用等の一部を補助する。

・補助率 3/4

・補助上限額 60万円(下限15万円)

・申請枠数 10社～

2. テレワーク等導入補助金の申請受付について

(1) 申請受付期間

令和2年5月25日(月)～令和2年6月30日(火)

(2) 受付方法

申請書等の必要書類を札幌市テレワーク導入支援窓口を持参

<札幌市テレワーク導入支援窓口>

所在地：北洋大通センター4階セミナーホール（中央区大通西3丁目7番地）

新型コロナウイルスに係る事業者向けワンストップ相談窓口サテライト内

電話：011-231-0568（代表番号）

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～17:00（最終受付 16:30）

(3) 補助金の審査について

申請順（先着順）による審査を予定しておりましたが、申請受付期間前に想定を上回る数のお問合せをいただいたことから、受付初日（5/25）の密集を避けるため、5/25（月）から5/29（金）までに受け付けた分の審査順は抽選により決定いたします。

抽選の日時等につきましては、決定次第下記ホームページに掲載いたします。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/hojyokin.html>

<参考>

札幌市テレワーク導入支援窓口 お問合せ件数

日時	来所	電話
5/11	1件	0件
5/12	0件	8件
5/13	1件	39件
5/14	11件	38件
5/15	6件	36件
5/18	12件	43件
5/19	10件	41件
合計	41件	205件

【問い合わせ先】

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

担当：向瀬・高谷

TEL:011-211-2278 FAX:011-218-5130